主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人中村又一の上告趣意第一点は、違憲をいうが、公職選挙法二五二条が憲法 一四条、四四条に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和二九年(あ)第四三九 号同三〇年二月九日大法廷判決集九巻二号二一七頁、昭和二九年(あ)第三〇四五 号同三〇年五月一三日第二小法廷判決集九巻六号一〇二三頁参照)とするところで あるから、論旨は採ることができず、同第二点は、事実誤認の主張であつて、刑訴 法四〇五条の上告理由に当らない。

また、記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四一年四月二二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	_
裁判官	草	鹿	浅之	介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外